

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定期	2021年8月
施策の概要	・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成					担当部局・作成責任者名	長官官房 児嶋 洋平 総務課長、黒川 陽一郎 監査・業務改善統括調整官、村田真一 広報室長、一井 直人 國際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1.)】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためにには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保の方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。		
2 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1.)】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のために、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。		
3 職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3.)】	- (-)	-	-	-	-	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。		
4 職員の確保と育成 (海外機関への派遣者数) 【PDCA管理番号:1.(3.)】	- (-)	-	-	-	-	3人	職員の国際活動に係る力量向上のためには、国際機関や海外の規制機関等への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促すことが必要である。このため、海外機関等への派遣者数3名を達成できたかを目標とする。		
5 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3.)】	- (-)	-	-	-	-	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数を2500人を目標とする。		
1056人	1241人	1685人	2031人						

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
6 令和2年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具現化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1. (1)】	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年度を通じて、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格に服務規律に基づいた行動ができたか。 - 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。生じた課題について改善を図ったか。 - ホームページリニューアルに関する詳細設計検討、構築作業を行うことにより、次年度の一般公開に向けた見通しが得られたか。 - アーカイブ検索システムの一般公開を行ったか。一般利用者へのアンケートを行い、「ホームページと比べて、検索性の向上が図られている」という結果が得られたか。 - 各資料への固有番号及び属性情報等を付与する仕組みの検討及びルール作りを行い、試行を開始することができたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開したか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 國際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間・多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を隨時行うことができたか。また、炉安審・燃安審を隨時開催できたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。 - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込めたか。 - 安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 - 新たな行動計画に基づき安全文化の自己評価に必要な調査を実施し、マネジメントレビューに調査結果を報告できたか。 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る研修を実施できたか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画
7 令和2年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1. (2)】	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> - マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 - 新たな計画に基づきマネジメント規程を補完する文書を策定できたか。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 - 得られた知見が原子力施設の安全規制の改善に活用できたか。 - 二国間・多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - 核物質防護に関するIAEAの関連文書の策定・見直しへの参画や、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護の継続的改善につなげることができたか。 - 放射線防護に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行なったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 - 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEAに対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 - 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 - 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。 - 予算の適切な執行管理を行えたか。 - 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 - 行政 LAN システムの調達仕様の策定と構築事業者の決定を行ったか。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 - 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 - 各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 - 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画

		<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(13%)等)、全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となっていることを確認し、職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行はったか。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 定数に対する実員数の割合(95%)、新卒採用者に対する女性割合(30%)、障害者法定雇用率(2.5%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 - 人材育成事業の実施状況(参加者が、就職先としての原子力規制庁等、原子力安全や原子力規制分野に興味を持った割合5割以上を達成できたか、参加者のうち、原子力規制庁のインターンシップに参加した人数など)を評価し、次の戦略を検討できたか。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。 - カリキュラム及び指導方法を適切に見直す等を行い、課程の改善・充実化を図ったか。 - 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 - 研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行い、令和3年度から試行するための手法を特定できたか。 - 年1回の希望調書に、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の自己評価を実施できたか。 - 上記の自己評価を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。 - 関係部署横断チームを設置し、具体的な原子力規制事務所のニーズを整理した上で、必要なアドバイスを実施できる部署を明確にし、優先順位をつけて計画的に、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションのための具体策を実現できたか。 - 外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。 - 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。 							
8	令和2年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1.(3)】								
		原子力規制委員会 令和2年度重点計画							
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等		令和2年 行政事業 レビュー 事業番号
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
(1)	原子力安全規制情報広聴・広報事業 (平成16年度)	429 (316)	328 (311)	317 (307)	631 (602)	676	6	・本格導入した音声自動文字起こしシステムを活用し、詳細な内容を公開することにより、透明性の確保を行う。 ・ホームページリニューアルに関する構築作業について、次年度に向けた一般公開を行えるよう、プロジェクト全体を計画した上で実行する計画書を作成し、計画書に沿って構築作業を実施する。 ・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・原子力施設等に重大な影響を及ぼす事象が発生した際に、一般国民に対して情報提供を行う体制の整備を行う。 ・定期会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。	001
(2)	国際原子力発電安全協力推進事業 (平成7年度)	160 (92)	134 (48)	114 (63)	72 (48)	67	7	諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関との人的交流を行う。 また、アジア・世界の原子力規制機関同士が情報を共有する枠組みであるANSN(Asian Nuclear Safety Network)、GNSSN(Global Nuclear Safety and Security Network)を活用し、海外の原子力規制に係る最新情報の収集・発信を行う。	002
(3)	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (平成4年度)	390 (390)	293 (293)	359 (287)	336 (232)	255	7	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、①質が高く効率的なIAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEAの核セキュリティに関する技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対するIAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。	003
(4)	経済協力開発機構原子力機関拠出金 (平成18年度)	59 (53)	52 (46)	52 (47)	54 (49)	50	7	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	004

(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成4年度)	73 (73)	68 (68)	69 (22)	72 (60)	46	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成24年度)	147 (128)	210 (113)	388 (341)	416 (343)	429	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。	018
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成26年度)	1,081 (883)	353 (274)	372 (363)	272 (231)	283	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規制基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。 ※平成29年度補正予算額のうち、105百万を平成30年度へ繰越。	032
(8)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	300 (189)	382 (285)	381 (286)	359 (268)	351	8	国内の大学等が提案した原子力規制に係る教育研究プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する15事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。一方、事業者からの要望を踏まえ、各継続事業の進捗管理を強化する。また、第2期の新規募集を実施するが、第1期で事業を実施しなかった新規の大学等からの応募及び第1期事業が終了し、第2期に引き続き応募する大学等においては、他大学との連携や学内の自然科学・一般産業の安全に関わる理工学・社会科学等の他分野連携を目指す応募について審査をし、採択をする。	033
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	-	823 (788)	899	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいくこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知識の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るために、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	035
施策の予算額・執行額		2,639 (2,124)	1,820 (1,438)	1,680 (1,716)	3,035 (2,621)	3,056			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定期	2021年8月																							
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 ・原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020																									
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目指す。</p> <p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>					担当部局・作成責任者名	<p>技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅 田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)</p>																									
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																									
定量指標	基準値 (基準年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>- (-)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>- (-)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>						年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	- (-)	0	0	0	0	- (-)	0	0	0	0
年度ごとの目標値																																
年度ごとの実績値																																
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																												
- (-)	0	0	0	0																												
- (-)	0	0	0	0																												
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばく受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)																									
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0																										
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0																										

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
4 令和2年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)に示した、以下の観点を含め、厳正かつ適切に審査を実施したか。 <ul style="list-style-type: none"> - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。 ・原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。 ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。また、事業者の安全性向上評価について、その結果を効果的に活用するための取り組みを行ったか。 ・事故トラブルについて公開会合での確認等を通じて事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画
5 令和2年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2. (2)】	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析することができたか。 - 国内外で今後発生する自然事象に關し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。 - 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。 - 積極的な成果の公表ができたか。 - 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。 - 令和3年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。 - 二国間又は多国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。 - 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。 <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> - パックフィット案件である「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について規制への適用の在り方を検討し、その結論を踏まえて適切に運用したか。 - 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制上の取扱いについての検討を引き続き行い、一定の結論を得たか。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等について検討したか。 - IRRS ミッションによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進めたか。 - 令和2年度の民間規格の技術評価の計画を策定し、これに基づき技術評価に関する検討チームを設置し、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。 - 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告したか。 - 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行ったか。 - 輸送分野に關し、国内規則への取り入れ及びIRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。 - 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手したか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画
6 令和2年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2. (3)】	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 ・令和2年4月の改正原子炉等規制法の施行に際して、各種許認可申請をスムーズに審査・処分し、新制度へ円滑に移行できたか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画

7	令和2年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2. (4)】	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 ・音声自動文字起こしシステムを本格導入し、運用できたか。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の改善に取り組めたか。 ・経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会を適切に実施し報告書を取りまとめ、原子力規制委員会として原子力規制庁から報告を受けたか。 ・これまでのパックフィット事例を網羅的に分析することができたか。 ・原子力規制検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。更にリスク情報の活用を進めたか。 ・リスク情報を活用し、審査の基準・手法・手順などの合理化を行ったか。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを検査等によって確認ができたか。 ・東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を、その特殊性を踏まえ、適時適切に実施したか。 ・中深度処分に係る委員会規則等の改正及びガイドの制定を行ったか。サイト解放基準の考え方を整理し、必要な基準等を整備したか。 ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について実効的な規制基準となるよう検討を行ったか。 ・IRRS ミッションで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。 ・[再掲]輸送分野に關し、国内規則への取り入れ及びIRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。 	原子力規制委員会 令和2年度重点計画						
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)		当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度)	81 (32)	46 (25)	30 (13)	25 (10)	23	4.6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施する。具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	006
(2)	原子力規制検査の体制整備事業 (旧:発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成23年度)	63 (34)	73 (40)	87 (62)	292 (238)	211	4.6	法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステム及び原子力規制検査ホームページの整備・保守を行う。また、国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見を収集等することで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続的な検討に資する。	010
(3)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	382 (256)	355 (233)	320 (253)	251 (214)	230	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有を実施するとともに、最新情報を集約した定期的な刊行物の作成を通じて原子力規制庁職員への情報提供を行う。	011
(4)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	593 (439)	1,132 (771)	851 (767)	987 (697)	1,656	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うこと、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	012
(5)	バックエンド分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	109 (76)	275 (266)	346 (305)	360 (304)	325	5	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ピット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた科学的・技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。 さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な科学的・技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する科学的・技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	016

(6)	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成23年度)	95 (78)	86 (60)	100 (81)	94 (97)	93	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	017
(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成25年度)	1,203 (1,201)	725 (713)	37 (35)	468 (405)	319	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、その特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約40万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。さらに、海域活断層の活動履歴を評価するため、断層により変位した海底堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	021
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧:燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成26年度)	598 (460)	607 (510)	1,153 (945)	218 (160)	1,225	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	022
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成23年度)	1,905 (1,572)	1,755 (1,603)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の規模や発生頻度に関する不確かさを適切に踏まえた評価に係る知見の拡充、海底すべり起因の津波を考慮した確率論的津波ハザード評価等の調査・研究を行う。また、フラジリティ関連の研究として、地震・津波等の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る知見の拡充、飛翔体等の衝突による建屋及び設備の損傷評価等の調査・研究を行う。	023
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	224 (185)	186 (130)	230 (170)	251 (200)	91	5	加工施設及び再処理施設に対する内部火災に係るリスク評価手法の整備・高度化を行うための検討を行う。また、内部事象を含めたリスク評価の事故シナリオをより適切なものとするとともに、評価に伴う不確かさを低減すること等を目的として以下の項目の技術的検討を行う。 ① 火災又は爆発 ② 蒸発乾固 ③ 機器の経年劣化	024
(11)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 (平成25年度)	1,443 (1,340)	1,410 (1,269)	1,596 (1,305)	1,251 (828)	955	5	今後の安全規制を支援するため、国際協力を通じて最新の技術的知見等を調査するとともに、信頼性の向上した技術的知見の蓄積のため、実験を通じた不確実さの大きいシビアアクシデント現象のメカニズム解明、最新知見に基づく解析コードの開発、妥当性の確認された解析評価手法の整備を実施する。このようにして拡充される最新の技術的知見に基づき、バックフィットを否否等の判断を支援するための技術基盤を維持・向上する。	025
(12)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成15年度)	65 (48)	70 (58)	70 (63)	70 (66)	84	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	026
(13)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	24 (15)	19 (19)	51 (48)	82 (95)	83	5	規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	027

(14)	技術基盤分野の規制高度化研究事業(リスク情報の活用) (平成23年度)	92 (81)	175 (153)	291 (94)	290 (234)	315	5	原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。	028
(15)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	2,030 (1,844)	1,757 (1,549)	1,321 (1,197)	1,021 (896)	1,267	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る妥当性評価手法、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備する。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るために、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	029
(16)	大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業 (旧:火山影響評価に係る研究事業) (平成26年度)	539 (496)	607 (587)	447 (427)	408 (372)	470	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまで実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	030
(17)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	299 (210)	235 (215)	228 (192)	296 (228)	262	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	031
(18)	人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業 (平成29年度)	-	71 (2)	140 (126)	78 (67)	79	5	原子力規制委員会は、IRRSにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類・審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。	034
(19)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	-	823 (788)	899	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るために、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	035
(20)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	-	-	-	-	1,003	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	新規
(21)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究事業 (令和2年度)	-	-	-	-	54	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証(Verification)作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認(Validation)作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	新規
施策の予算額・執行額		9,745 (8,367)	9,584 (8,203)	9,258 (7,940)	8,958 (7,439)	11,006			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価 実施予定期	2021年8月																								
施策の概要	<p>・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。</p> <p>・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。</p>					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議																										
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。</p> <p>(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p>					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長																										
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること																																
定量指標	基準値 (基準年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>- (-)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0</td></tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>/</td></tr> </tbody> </table>					年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	- (-)	-	-	-	0	0	0	0	0	/	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
年度ごとの目標値																																	
年度ごとの実績値																																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																													
- (-)	-	-	-	0																													
0	0	0	0	/																													
1 核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号:3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)						核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。																										
定性指標	目標							測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠																									
2 令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえつつ、原子力規制検査制度を円滑に実施に移すことができたか。 核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施したか。 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施にかかる適切な審査・検査を実施したか。 国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。 							原子力規制委員会 令和2年度重点計画																									
3 令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (2)】 (保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について誠実に履行し、保障措置拡大結論を維持したか。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信したか。 							原子力規制委員会 令和2年度重点計画																									
4 令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (3)】	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善が図られたか。 							原子力規制委員会 令和2年度重点計画																									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)					当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	41 (14)	37 (29)	38 (28)	37 (36)	37	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護による検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	036	
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	2,956 (2,749)	3,082 (3,069)	3,190 (3,184)	3,550 (3,533)	3,441	3,4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	037	
(3) 保障措置環境分析調査事業 (平成8年度)	264 (260)	1,104 (1,036)	570 (543)	617 (570)	569	3	①新規分析手法の開発(令和2年度は、單一ウラン粒子を対象としたウラン精製時期決定法の開発とともに、開発した精製時期決定法を総括)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	038	
(4) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	11 (0)	262 (19)	35 (28)	32 (29)	73	3,4	大型混合酸化物燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ベレットサンプル測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	039	
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	117 (117)	102 (102)	104 (98)	135 (135)	101	3	国際原子力機関(IAEA)で実施している下記の4つの事業への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	040	
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	143 (110)	140 (120)	113 (99)	114 (111)	114	2	(1)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 (2)規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	041	
施策の予算額・執行額	3,532 (3,250)	4,727 (4,375)	4,050 (3,980)	4,485 (4,414)	4,335				

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定期	2021年8月													
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020															
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 純介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)															
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること																					
定量指標	基準値 (基準年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> </table>					年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
年度ごとの目標値																						
年度ごとの実績値																						
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																		
1 廃炉に向けた取組の監視 (中期的リスクの低減目標マップのうち、2020年度内の主要な12目標についての指摘及び取組状況の確認) 【PDCA管理番号:4. (1)】	- (-)	-	-	-	-	12項目	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項(2020年度内の主要な12目標)について、遅延なく進められるよう監視・指導することが望ましいため。															
2 事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催) 【PDCA管理番号:4. (2)】	- (-)	-	-	-	-	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。															
定性指標	目標							測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠														
3 令和2年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 実施計画に定めるべき事項について、東京電力福島第一原子力発電所の施設の状態等に応じた合理化を行うことができたか。 							原子力規制委員会 令和2年度重点計画														
4 令和2年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4. (2)】	<ul style="list-style-type: none"> 2020年内に、事故分析に係る中間的な報告書を取りまとめることができたか。 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等における関係機関との調整により、事故分析のための調査と廃炉作業を円滑に実施することができたか。 							原子力規制委員会 令和2年度重点計画														

5	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 4. (3)】	・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 ・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。									原子力規制委員会 令和2年度重点計画			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等					令和2年 行政事業 レビュー 事業番号		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			令和2年度							
(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業(012再掲) (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	593 (439)	1,132 (771)	851 (767)	987 (697)	1,656	3.4		東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うこと、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。					012	
(2) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,706 (1,550)	1,767 (1,697)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010	5		47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。					013	
(3) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	978 (808)	832 (798)	799 (790)	851 (849)	856	5		原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。					014	
(4) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	147 (104)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116	5		今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。					015	
(5) 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5		福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。					0163 (復興庁)	
(6) 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,241 (1,080)	1,298 (1,046)	1,344 (1,233)	1,327 (1,229)	1,236	5		東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壤等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。					0164 (復興庁)	
(7) 環境放射線測定等に必要な経費	1,482 (1,200)	1,108 (912)	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086	5		東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。					0165 (復興庁)	
施策の予算額・執行額		6,947 (5,981)	7,060 (6,137)	7,292 (6,744)	7,099 (6,473)	7,760								

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定期	2021年8月																							
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 ・放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 ・原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用とともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020																									
達成すべき目標	<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施</p>					担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 小野 祐二 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 保障措置室長、丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理(放射線規制担当)																									
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																									
定量指標	基準値 (基準年度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-	-	-	-	5%	-	-	-	-	
年度ごとの目標値																																
年度ごとの実績値																																
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																												
-	-	-	-	5%																												
-	-	-	-																													
1 危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					-	-	-	-	5%	-	-	-	-		「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の1つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。															
-	-	-	-	5%																												
-	-	-	-																													
2 危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> </tr> <tr> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td>39事業所 /39事業所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所		原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。															
39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所																												
39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所																													
3 放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	- (-)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>365日分</td> <td>365日分</td> <td>365日分</td> <td>366日分</td> <td>365日分</td> </tr> <tr> <td>365日分</td> <td>365日分</td> <td>365日分</td> <td>366日分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	365日分	365日分	366日分		原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。															
365日分	365日分	365日分	366日分	365日分																												
365日分	365日分	365日分	366日分																													

定性指標		目標						測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠		
4	令和2年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 令和2年度の放射線安全規制研究戦略的推進事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に行うとともに、令和3年度事業に係る重点テーマの設定及び公募を早期に行ったか。 放射線安全規制研究戦略的推進事業が開始から3年が経過したことを踏まえ、今後の事業の方向性について検討を行ったか。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を行ったか。 						原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
5	令和2年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5. (2)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。 放射線測定に関する関連規則及びガイド改正に向けたプロセスを着実に進めたか。 規制体系等の改善のためのガイド整備を着実に進めたか。 IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。 						原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
6	令和2年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5. (3)】	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 緊急時活動レベル(EAL)の判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会の方針を踏まえ対応を行ったか。 モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。 						原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
7	令和2年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5. (4)】	<ul style="list-style-type: none"> 事態の蓋然性を考慮し、関係省庁又は関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施できたか。 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。 訓練・研修を体系的に整理し実施すること及び緊急時対応業務に関する業績目標を適切に管理することにより、効果的な緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を内閣府(原子力防災担当)と協力しながら整備し、緊急時対応業務に従事する職員の力量管理体制を強化できたか。 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について訓練を実施したか。 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について課題となる事項を整理し検討を行ったか。 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、見直しの方向性について検討を行ったか。 						原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
8	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5. (5)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。 緊急時における放射線モニタリング体制の強化及び必要に応じた見直しが行われたか。 47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確實に実施したか。また、それらの測定結果等を遅滞なく公表できたか。 						原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)		当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等			令和2年 行政事業 レビュー 事業番号	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1) 放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)		-	300 (235)	353 (283)	324 (275)	289	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進とともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。		008

(2)	原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成2年度)	176 (171)	170 (170)	170 (169)	152 (152)	145	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粹に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。	009
(3)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧:放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	216 (201)	95 (85)	117 (105)	105 (96)	138	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるにあたり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性元素の受入れ等の報告確認を行う。	007
(4)	環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度) (再掲)	1,706 (1,550)	1,767 (1,697)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010	8	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	013
(5)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度) (再掲)	978 (808)	832 (798)	799 (790)	851 (849)	856	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	014
(6)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度) (再掲)	147 (104)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	015
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,543 (1,383)	1,532 (1,347)	1,474 (1,289)	1,253 (1,172)	1,615	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 2 輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究 3 大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 4 離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	042
(8)	放射線モニタリング等人材育成事業 (平成2年度)	243 (236)	243 (243)	237 (237)	239 (239)	277	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るために、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。 ②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	043

(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (12)	12 (4)	12 (10)	34 (22)	39	6	本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見を反映する必要があることから、全34冊全ての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要のあるマニュアルも存在することが示されている。また、国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	044
(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,413 (6,178)	7,029 (6,547)	7,627 (6,722)	7,142 (6,546)	4,958	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	045
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	1,325 (1,042)	837 (723)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286	7.8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 国及び地方公共団体が実施している放射線モニタリングの結果等を集約し緊急時に公表するシステム「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設関係道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。	046
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,403 (3,054)	3,526 (3,188)	3,525 (3,375)	3,854 (3,806)	3,752	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	047
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 (平成26年度)	158 (116)	120 (104)	76 (42)	51 (33)	36	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国実態等を調査する。 緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。	048
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成28年度)	495 (426)	449 (426)	443 (399)	463 (459)	3,307	5.6	東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。 具体的には、主に以下の事業を行う。 (1)原子力災害時医療研修・訓練等事業 <ul style="list-style-type: none">・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 (2)原子力災害時医療体制実効性確保等事業 <ul style="list-style-type: none">・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施・統合原子力防災ネットワークへの接続に必要な資機材の整備 (3)被ばく傷病者対応研修等放射線防護措置研修事業 <ul style="list-style-type: none">・RI施設において被ばく傷病者が発生した場合の緊急搬送と医療機関の対応能力向上ための研修等	049

(15) 航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成28年度)	279 (266)	319 (302)	318 (314)	277 (245)	280	8	航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。 ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。	050
施策の予算額・執行額	18,094 (15,547)	17,354 (15,982)	18,200 (16,593)	18,030 (17,014)	19,104			